

医療法人社団雄翔会 通所介護施設 翔鶴
地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 本規程は、医療法人社団雄翔会（以下「社団」という。）が開設する通所介護施設翔鶴（以下「事業者」という。）で行う指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの事業（以下「サービス」という。）の適正な運営を期すため、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業員」という。）の人員管理、及び事業の運営管理に関する事項を定めたものである。

(運営の方針)

第2条 事業所の地域密着型通所介護従業者は、要介護状態及び要支援状態にある高齢者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 通所介護施設 翔鶴
- 二 所在地 香川県高松市香南町岡371番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス従業者
 - 生活相談員 2名以上
 - 介護職員 2名以上
 - 看護職員 1名以上
 - 機能訓練指導員 1名以上

従業者は地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対するサービスの申し込みに係る調整、他のサービスに対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力してサービス計画の作成等を行う。

三 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日まで(1月1日から1月3日を除く)とする。
- 二 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間 午前9時30分～午後4時00分

(指定地域密着型通所介護および介護予防通所介護相当サービスの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、地域密着型通所介護および介護予防通所介護相当サービスを合わせて1日18人とする。

(指定地域密着型通所介護および介護予防通所介護相当サービスの内容)

第7条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 地域密着型通所介護
- 二 介護予防通所介護相当サービス
- 三 食事の提供
- 四 生活指導、相談援助
- 五 個別機能訓練
- 六 入浴介助
- 七 レクリエーションサービス
- 八 送迎サービス
- 九 介護サービス

(サービスの利用料等及び支払いの方法)

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準または高松市の要綱の額によるものとし、当該指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割とし、高松市が定める要綱によるものとする。

第9条の通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル増す毎に15円徴収する。

- 一 食費 普通食 650円/1食
治療食 711円/1食
トロミ食 650円+トロミ代(28円+税)/1食
おやつ代 100円/日
- 二 リハビリパンツ代 一枚180円(L)、150円(M)

尿取りパッド代 一枚 100 円(ビッグ)、50 円 (レギュラー)

三 レクリエーション材料費 実費 (希望者のみ)

四 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名 (記名押印) を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、香南町、香川町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者はサービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 管理者及び職員による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 金銭、貴重品は原則施設内に持ち込まない。
- (4) 施設内の設備、備品等の利用に際しては、管理者及び職員の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品、管理者及び職員が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 サービス従業者等は、サービスを実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練 (年二回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(衛生管理及びサービス従業者等の健康管理等)

第 13 条 事業所は、サービスに使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、サービス従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持等)

第15条 サービス従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、サービス従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、サービス従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、サービス従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第16条 管理者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第19条 事業所は、サービス従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3か月以内

二 継続研修 年2回

2 サービス従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

4 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、通所介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

7 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する記録等を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

8 この規程の定める事項の変更、追加は、医療法人社団 雄翔会の理事会に諮り決定する。

附 則

この規程は、平成26年1月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月22日から施行する

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 1 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 1 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 1 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。